

麻薬向精神薬原料とは??

以下に記載のある物質で、()書きにある濃度以上を示すものが該当します。

アセトン (50%を超えるもの)

トルエン (50%を超えるもの)

メチルエチルケトン (50%を超えるもの)

エチルエーテル (50%を超えるもの)

アントラニル酸及びその塩類 (50%を超えるもの)

ピペリジン及びその塩類 (50%を超えるもの)

硫酸 (10%を超えるもの)

塩酸 (10%を超えるもの)

N - アセチルアントラニル酸及びその塩類 (50%を超えるもの)

イソサフロール (50%を超えるもの)

エルゴタミン及びその塩類 (50%を超えるもの)

エルゴメトリン及びその塩類 (50%を超えるもの)

過マンガン酸カリウム (10%を超えるもの)

サフロール (50%を超えるもの)

ピペロナル (50%を超えるもの)

無水酢酸 (50%を超えるもの)

3・4 - メチレンジオキシフェニル - 2 - プロパノン (50%を超えるもの)

リゼルギン酸及びその塩類 (50%を超えるもの)

- * 下線の物質は、特定麻薬向精神薬原料として、麻薬向精神薬原料に含まれます。
- * アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤されたアセトン、放射性物質は除く。
- * 車両、船舶等への搭載の有無にかかわらずバッテリーに使用されている硫酸については、平成18年6月27日付、薬食監麻発第0627001号の通知により、届出の除外対象になりました。なお、バッテリーに使用される予定の硫酸であっても、現にバッテリーに使用されていない硫酸を輸出、輸入する場合は届出が必要です。

麻薬向精神薬原料（一覧表）

区分	特定麻薬向精神薬原料	麻薬向精神薬原料	適用除外 次の濃度以下の物及び、 については麻薬及び向精神薬取締法の規定が除外されます。	事故の届出 次の数量を超える麻薬向精神薬原料につき事故が生じた場合は、事故の届出が必要です。
1		アセトン	50%	150kg
2		トルエン	50%	170kg
3		メチルエチルケトン	50%	160kg
4		エチルエーテル	50%	140kg
5		アントラニル酸及びその塩類	アントラニル酸として50%	アントラニル酸として30kg
6		ピペリジン及びその塩類	ピペリジンとして50%	ピペリジンとして500g
7		硫酸	10%	20kg
8		塩酸	塩化水素として10%	塩化水素として20kg
9		N - アセチルアントラニル酸及びその塩類	N - アセチルアントラニル酸として50%	N - アセチルアントラニル酸として40kg
10		イソサフロール	50%	4kg
11		エルゴタミン及びその塩類	エルゴタミンとして50%	エルゴタミンとして20g
12		エルゴメトリン及びその塩類	エルゴメトリンとして50%	エルゴメトリンとして10g
13		過マンガン酸カリウム	10%	55kg
14		サフロール	50%	4kg
15		ピペロナル	50%	4kg
16		無水酢酸	50%	210kg
17		3・4 - メチレンジオキシフェニル - 2 - プロパノン	50%	4kg
18		リゼルギン酸及びその塩類	リゼルギン酸として50%	リゼルギン酸として10g
			アセチレンを充填した容器に内蔵された多孔物質に浸潤されたアセトン 放射性物質	